

高知市災害時協力避難所登録制度 FAQ

【制度について】

1 制度の目的は何ですか。

令和6年能登半島地震では、想定以上の避難者が発生したことから、民間事業者が従業員や顧客、地域住民等を避難者として自発的に受け入れるなど、指定されていない民間施設が避難所として開放されました。

一方で、このような避難所の情報を行政が把握できておりず、物資等の必要な支援が届かないなどの事例も報告されています。

本制度は、南海トラフ地震を想定し、避難所として利用可能な民間施設を「災害時協力避難所」として事前に登録しておくことで、避難所を確保するとともに、発災後の支援をスムーズに行うことを目的としています。

2 指定避難所と災害時協力避難所の違いは何ですか。

指定避難所は、災害時に市の要請に基づいて開設され、開設後は事前に作成した避難所運営マニュアルに沿って、自主防災組織などの地域住民が主体となって運営します。

一方、災害時協力避難所は、登録者の判断で開設でき、避難者の受入の基準や人数、避難所の開設期間など、開設・運営のルールを登録者が決められます。

事業活動の再開の妨げにならないように、登録者の裁量が大きく、指定避難所のように協定の締結は不要で、施設の確認やヒアリングなどの簡単な手続きで登録できることが特徴です。

災害時に施設を避難所として利用することにご協力いただける場合は、ぜひ登録をお願いします。

3 災害時協力避難所として登録するメリットは何ですか。

登録された団体は、市のホームページ等で広く周知します（公表を希望しない場合は除きます）。

【申請について】

4 法人格のある団体でないと申請できませんか。

法人格がない団体でも申請できます（活動内容が分かる書類の提出をお願いする場合があります）。

5 申請書は誰が提出すればよいですか。

支店長や営業所長、店長、施設長など、施設の代表者が提出してください。

6 申請できる団体の要件を教えてください。

高知市内に店舗、工場、事務所、営業所等の活動拠点がある団体であれば申請できます。

ただし、市税を滞納している団体や「高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号）」第4条各号のいずれかに該当する団体は申請できません。

7 登録できる民間施設の要件を教えてください。

昭和56年に施行された新耐震設計基準施工後に建設された建物が対象です。

新耐震設計基準施工前に建設された建物でも、耐震診断や耐震工事により、新耐震設計基準を満たしていれば対象になります。

いずれの場合も、要件を満たすことが確認できる書類を申請書に添付してください。

8 具体的にどのような施設が対象になりますか。

店舗や工場、事務所、営業所などで、避難者が生活できるスペースがある施設が対象です。地域で管理・運営をしている集会所等の施設も対象になります。

9 賃貸の施設や共有名義人がいる施設でも登録できますか。

施設の所有者が異なる場合や共有名義人がいる場合でも登録できます。

所有者や共有名義人に同意書（様式第2号）を記載してもらい、申請書に添付してください。

10 規模の小さい施設でも登録できますか。

面積の要件はありませんので、規模の小さい施設でも登録できます。

11 オフィスビルのように複数の入居者がいるような施設でも登録できますか。

登録できますが、ビルの所有者が申請する場合、災害時に施設を避難所として利用することについて入居者に十分説明した上で、申請してください。

12 津波避難ビルの指定を受けている施設でも登録できますか。

津波避難ビルは、南海トラフ地震などによる津波から命を守るために、発災直後、一時的に避難する場所であるのに対し、避難所は、地震や津波の危険性が去った後、自宅で生活できないような方などが一定期間生活を送る場所です。

目的や利用時期が異なるため、津波避難ビルの指定を受けている施設でも登録できますが、南海トラフ地震など津波の恐れがある状況では、津波から市民の命を守るために、

まずは津波避難ビルとして施設を開放してください。

13 指定避難所になっている施設でも登録できますか。

既に指定避難所となっている施設は、登録できません。

14 複数の施設を登録する場合、どのように申請したらよいでしょうか。

複数の施設を登録する場合、施設ごとに申請書を提出してください。

15 申請書を提出した後、どのような手続がありますか。

申請書を受理した後、市の職員が訪問して、登録する施設の確認や申請書の内容を元に簡単なヒアリングをさせていただき、登録手続が完了したら、登録証をお送りします。

訪問日時については、申請書の受理後に担当職員からご連絡差し上げます。

16 物資や資機材の提供など、避難所としての利用以外にも協力してよいでしょうか。

構いません。

避難所としての利用以外に協力できそうなこと(物資や資機材の提供など)があれば、申請書の「その他連絡事項」に記載してください。施設の訪問時にお話を伺います。

【公表について】

17 災害時協力避難所に登録した施設の情報は公表されますか。

登録者や施設の名称、所在地を市のホームページ等で公表します。また、地域防災活動の活性化のため自主防災組織等から依頼があった場合は情報提供します。

ただし、いずれも登録者が希望する場合に限ります。希望しない場合は、申請書でその旨を申し出てください。

18 災害時協力避難所に登録されたことを会社のホームページやパンフレット等に掲載しても構いません。

構いません。

【登録内容の変更について】

19 登録内容に変更がある場合、どのような手続をとればいいですか。

登録内容に変更があったときは、「高知市災害時協力避難所登録内容変更届出書」(様式第3号)で、変更内容を届け出てください。

【登録の抹消(取消し)】

20 登録を取り消したい場合、どのような手続をとればいいですか。

「高知市災害時協力避難所抹消申出書」(様式第4号)を提出してください。

また、登録を抹消(取消)したときは、「高知市災害時協力避難所抹消及び登録証返還通知書」(様式第5号)を送付しますので、速やかに登録証を返還してください。

【避難所の開設・運営について】

21 災害時は必ず避難所を開設しないといけないのでしょうか。

災害時協力避難所は、登録者の判断で自発的に開設するものですので、必ず開設する必要はありません。

災害の規模や施設の被災状況などを踏まえて判断してください。

22 避難者の開設後、市への報告は必要でしょうか。

開設後は、「高知市災害時協力避難所開設報告書」(様式第7号)にて、報告をお願いします。

23 開設時に市の職員の派遣はありますか。

登録者の判断で自発的に開設をしていただくため、市の職員派遣は行いません。避難所の開設・運営の参考資料として、希望される場合は、高知市の指定避難所の運営マニュアル(ひな形)を提供します。

24 避難所の運営は登録者(会社の場合は従業員)が行う必要がありますか。

登録者が避難所運営のルールを定め、登録者と避難者が協力して運営することが基本です。

ただし、運営への協力が困難な場合は、施設の提供のみでもかまいません。その場合は、申請書の「その他連絡事項」に記載してください。

従業員の多くが被災した場合などで運営が困難な場合も同様です。

25 台風や洪水などの風水害時に開設してもいいですか。

南海トラフ地震のような大規模災害を想定していますが、登録者の判断で、台風や洪水などの風水害時に開設していただいても構いません。

26 受け入れる避難者に制限を設けても構いませんか。

構いません。

例えば、「従事員及びその家族に限る」、「〇〇地域の住民に限る」など、受け入れる避難

者の基準を設けることができます。

制限がある場合は、申請書の「受入基準」の欄に記載してください。

27 登録した施設に市の備蓄品は配備されますか。

指定避難所とは異なり、事前に市の備蓄品の配備されることはありません。

食料品や飲料水、携帯トイレなどの物資は自助による備蓄が原則です。

受け入れる避難者の基準や人数、避難所として利用する期間などを踏まえ、必要に応じて、事前に物資を配備してください。

28 事前に配備した備蓄品や避難者自身が持参した備蓄品が不足した場合、市から提供してもらいますか。

物資が不足した場合は、市に要請することができます。必要と判断されれば市から物資を提供します。

ただし、市内の商業店舗の多くが通常営業している場合や、避難生活が短期間で済むと見込まれる場合など、登録者や避難者が調達可能と判断される場合は、市から物資を提供できない場合があります。

【費用負担等について】

29 費用負担や事故等の損害賠償について教えてください。

開設・運営に係る経費は、登録者が負担してください。

ただし、高知市に「災害救助法(昭和22年法律第118号)」が適用された場合、同法の範囲内で、避難所の開設・運営にかかる経費を市が負担します。

なお、避難所の開設や運営に伴い生じた損害については、市はその責を負いません。

【その他】

30 担当者が変更になりました。どのような手続をとればいいですか。

担当者の変更があったときは、「高知市災害時協力避難所登録内容変更届出書」(様式第3号)で、新しい担当者の氏名や連絡先を届け出てください。

31 登録することによるインセンティブ(優遇措置)はありますか。

災害時協力避難所への登録による優遇措置はありません。

ただし、市と協定を締結し、指定避難所として施設を指定された場合は、物件等における入札参加資格に係る優遇措置や建設工事における入札参加資格の格付に係る加点措置があります。

32 平時はどのような取組がありますか。

防災訓練やイベントへの参加など、平時から高知市や地域の自主防災組織などと連携を強化する取組を予定しています。

33 本制度の登録ではなく、避難所として指定してほしいです。

市では、南海トラフ地震を想定し、新耐震設計基準を満たし、かつ津波浸水想定区域外にある施設について、指定避難所として指定を進めています。

上記の要件を満たす施設であって、避難所指定を希望される場合は、防災政策課までご連絡ください。

津波浸水想定区域については、高知県のホームページでご確認ください。

URL:<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2025100100137/>